

平成二十九年政令第二百二十七号

通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令

内閣は、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

通訳案内士法第三十八条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

附 則

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。